

令和5年度今別町の健全化判断比率と資金不足比率

令和5年度決算に基づき算定された健全化判断比率と資金不足比率は次のとおりです。

1. 健全化判断比率

区 分	令和5年度 決算比率	令和4年度 決算比率	早期健全化基準 (黄色信号)	財政再生基準 (赤信号)
① 実質赤字比率	—	—	15.00%	20.00%
② 連結実質赤字比率	—	—	20.00%	30.00%
③ 実質公債費比率	5.0%	3.1%	25.0%	35.0%
④ 将来負担比率	—	—	350.0%	

※実質赤字比率は黒字で赤字が算定されていないため、「—」の表示になっています。

※将来負担比率は充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、「—」の表示になっています。

上記指標の基準

4つの健全化判断比率のうち、いずれか一つが「早期健全化判断」以上になると、「早期健全化団体」となり、「財政健全化計画を策定」し、自主的な改善努力による財政の早期健全化に取り組まなければなりません。

さらに、「財政再生基準」以上になると、「財政再生団体」となり、「財政再生計画」を策定し、国、県の強力な関与の下で確実な財政の再生をしなければなりません。

2. 資金不足比率

特別会計名	令和5年度 決算比率	令和4年度 決算比率	経営健全化基準
今別地区簡易水道事業特別会計	—	—	20.0%

※令和5年度の今別町の健全化判断比率・資金不足比率はすべて基準を下回りました。

資金不足比率が「経営健全化基準」以上になると、「経営健全化団体」となり、「経営健全化計画」を策定し、公営企業の経営健全化に取り組まなければなりません。

健全化判断比率の4指標

実質赤字比率	今別町の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。 ※家計に例えると、一世帯の年収に対して年間の赤字額がどれくらいの割合占めるかです。
実質連結赤字比率	今別町のすべての会計の黒字や赤字を合計して、全会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。 ※家計に例えると、生計を共にする世帯（2世帯住宅等）の一家全体の年収に対して、全体の赤字額の合計がどれくらいの割合を占めるかです。
実質公債費比率	今別町のその年の借入金の返済額や借入金に準ずる経費（公営企業等ほかの会計の借入金に対する繰出金や一部事務組合の借入金の負担額）の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。 ※家計に例えると、世帯の年収に対して年間のローン返済額がどれくらいの割合を占めるかです。住宅や自動車のローン、クレジットカードによる支払などの返済額が、年収の25%以上になった場合は、借金の返済が大きな割合を占めるため、家計のやりくりが大変になります。
将来負担比率	今別町の一般会計の借入金、特別会計等の借入金や将来、一般会計が支払う可能性のある負担等を指標化し将来財政を圧迫する可能性が高いかを示すものです。 ※家計に例えると、生計を共にする世帯で、今後の住宅や自動車の購入などのローンの返済見込額と貯金の状況から将来の負担がどれくらいの割合を占めるかです。住宅や自動車のローン、クレジットカードによる支払など将来返済しなければならないお金の総額が年収の3.5倍以上になった場合、ローンの返済により経済的に厳しい状態になります。

資金不足比率

資金不足比率	公営企業の資金不足を料金収入規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。 ※家計に例えると商売営んでおり、運営資金が不足しやりくりをするために借金をした額が売り上げに対してどれくらいの割合を占めるかです。
--------	--

今別町の健全化判断比率・資金不足比率の対象会計

一般会計	普通会計	一般会計	実質赤字比率	連結			
特別会計	公営事業会計	国民健康保険特別会計（事業勘定） 国民健康保険特別会計（診療施設会計） 後期高齢者医療特別会計 介護保険特別会計（保険事業勘定）	実質赤字	実質公債費比率	将来負担		
	公営企業会計	今別地区簡易水道事業特別会計	比率	比率	比率	資金不足比率	
一部事務組合・広域連合		青森地域広域事務組合 青森県市町村職員退職手当組合 青森県後期高齢者医療広域連合 青森県交通災害共済組合 青森県市町村総合事務組合 青森県市長会館管理組合		率	比率		
地方公社	第三セクター等	今別町は該当ありません。					